

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

●送付先を別住所に指定される場合は、所在地・名称等変更届出書を提出してください。
●赤太枠は必ずご記入ください。

(注 意)

記載例(退職)

1 転勤、再就職等により異動した勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
2 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。
ただし、特別徴収継続の場合を除きます(地方税法第321条の五第二項ただし書後段・地方税法施行規則第九条の四)。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

江戸川区長 宛	住所(居所)又は所在地 〒 132 - 8501 江戸川区中央1-4-3 フリガナ エドガワ
令和 年 月 日提出	氏名又は名称 株式会社 江戸川 代表者の職氏名印 宇田川 次郎 (印) 個人番号又は法人番号
給与所得者	特別徴収税額(年税額) 円 96,000
受給者番号(整理番号) フリガナ エドガワ ウメコ	(イ) 徴収済額 円 40,000
氏名 江戸川 梅子 (旧姓 西川)	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 円 56,000
生年月日 大正 昭和 平成・令和 45 年 1 月 1 日	異動年月日 2・9・30
個人番号(マイナンバー)注1	
1月1日現在の住所 江戸川区中央4-14-1	
給与の支払を受けなくなった後の住所 大田区蒲田6-13-1 (090)1234-△△△△	

2	※市区町村処理欄	1.現年度 2.新年度 3.両年度
特別徴収義務者 指 定 番 号	△ △ △ △ △ △ △ △	※ 指定番号は、市区町村ごとに異なります。
宛 名 番 号	△ △ △ △ △ △	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 総務課 給与係 氏名 東 花子 電話 03 - 0000 - 0000 (内線 1111)	
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額 円 2,371,673
① 退職 (一般障害)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須)	控除社会保険料額 円 213,147
② 転勤	() 月分まで納入 () 月日納期分)	退職手当等支払額(予定額) 円
③ 普通徴収理由	5/31までに支払われる給与等が、未徴収税額より少ない為	勤続年数 年
※ 異動後の未徴収税額の徴収について、1-3のいずれかに○をつけてください。表示がない場合は普通徴収とします。		
※ 「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。		
1 (普C) 給与が少なく税額が引けない。(例:年間の給与支給額が100万円以下)		
2 (普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない。)		
3 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)		

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定	相続人の氏名等 (死亡退職の場合のみご記入をお願いします。)
1. 異動が 令和 年12月31日 までで、申出があったため () 月 日申出)	徴収予定 月 日 徴収予定額 円 徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 円	氏名 続柄
2. 異動が 令和 年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため		住所
異動者印		電話

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)	課・係	新しい勤務先では月割額 円を 月分から徴収し、納入します。
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	氏名	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
フリガナ	電話	納入書 要 ・ 不要
氏名又は名称		
代表者の職氏名印		
個人番号又は法人番号		

ここには記入しないでください。

現年度	新年度
事務処理欄	事務処理欄
／ 普徴納通	／ 令公
／ 納税連絡	／ 控送
	／ 総括表
	／ 先送り